

第7回 納税環境整備小委員会 議事要旨

日時：平成22年4月28日（水）10時00分～

場所：財務省内 国際会議室（4F）

出席委員：三木座長、辻山委員、中里委員、
上西特別委員、占部特別委員、小幡特別委員、志賀特別委員

議題：主要課題の検討③ 「納税者権利憲章（仮称）の制定(2)」

議事内容：

- 冒頭、委員の追加質問項目に対する日本労働組合総連合会、全国商工会連合会及び日本弁護士連合会からの回答、本日欠席された関口委員より提出された本日の議題に関する意見（以上、委員限り）、及び前回（4月13日）配布の補足資料②の正誤表が配布された。
- 今回は、主に税務調査以後から不服申立前までの課題について議論が行われた。冒頭、財務省主税局及び総務省自治税務局から、提出された参考資料に沿って順次説明があり、その後質疑・議論が行われた。
- 委員から出された主な質問・意見は以下のとおり。

- ・ 現在、理由付記の記載の程度について判例が求めるレベルは非常に高いが、仮に理由付記を行う範囲を行政指導などにも拡大した場合、調査日数が延びて、件数が減少するといったことが想定されるか。現在1件当たりの調査日数はどうなっているか。
- ・ 処分を行う以上何らかの理由はあるはずであり、その記載を求めることは合理的。ただ、記載を求める範囲については、例えば、重加算税の賦課については必要性は高いと考えられるが、通常の加算税の場合は、率も客観的に明白であるから、行政手続法上の申請に対する処分の場合の取扱いなども踏まえ、要・不要を検討すべき。また、理由付記の問題と、記帳の有無の問題とは必ずしも関係はないと考えられるが、現在の青白の差を存置した場合、理由付記の程度の差をどうするか、判例の蓄積にまつしかないが、若干実務上混乱が生じる可能性があると思われる。
- ・ 現在でも、帳簿否認とそれ以外との場合で判例上理由の記載の程度に差が認められている。青色・白色をどうするかは別として、求められる記帳にはバリエーションがあるわけであり、理由付記の程度もそれに応じた形にならざるを得ないのではないか。
- ・ 理由付記の程度については、実際の記帳の整備の状況に応じた濃淡を付けるべき。
- ・ 申告納税制度を導入して長期間が経過しているにもかかわらず、青色申告者の割合が近年横ばいなのは問題であり、理由付記の議論は記帳の問題とセットで行うべきではないか。白色に理由付記を行うにしても、青色と同程度の記載を求めるのは不合理であり、むしろ理由付記の拡大と併せて、白色のうち全く何らの義務も課されていない者について何らかの記帳を求める点についても検討すべきではないか。
- ・ 現行制度では個人の営業等所得者の青色申告割合の増加が止まっているのは何故か。記帳制度をどのように普及させていくべきか。少なくとも今までの制度は大分インセ

ンティブ効果が薄れてきているのははっきりしてきているのではないか。

- ・ 処分を行う以上、何らかの理由・計算根拠は存在するのであり、それを異議申立てをしなければもらえないということは不合理。これは白色申告の推計課税を行う場合でも、相続税でも同じ。また、理由付記の国際比較を示してほしい。
 - ・ 特典を付けることで記帳を推進する青色申告制度がシャウプ勧告を受けて導入されてから 60 年以上経過するが、記帳に基づいた申告の理想に向け、そろそろ、零細な事業者への配慮は行いつつも、記帳義務の充実を考えていく必要があるのではないか。また、記帳の程度に応じて理由の記載の程度も変わってくることは当然であり、推計した場合は推計した旨記載するという事ではないか。
 - ・ 帳簿の概念や保存の意義についても併せて明確化すべきではないか。
 - ・ 現在、推計課税はどの程度実施されているか。理由付記に関する事務負担は、情報公開事務と同様、吸収して対応していけるのではないか。また、理由付記の趣旨等について税務職員の教育も重要と思われる。
 - ・ 記帳の範囲を拡大しつつ、そこから外れた者については推計課税をし、その際、理由付記も行うということではないか。
 - ・ 現在では青色がインセンティブとはなっておらず、65 万円の特別控除くらいで記帳は付けたくないとする傾向もある。むしろ、青白区分の廃止を検討してはどうか。
 - ・ その際、所得金額別に記帳の程度にグラデーションを付けるということもありうるか。
 - ・ 青白区分を廃止するにしても、記帳の程度が低めに集まるのは問題。より分かりやすい記帳推進策とともに、不履行の場合への対応として、現行の青色取消に変わる、罰則等の担保措置についても検討すべきではないか。
 - ・ 零細な事業者について義務化で記帳を強制できるかどうか。むしろ、インセンティブ効果を与えるということの方が社会的に望ましいのではないか。
-
- ・ 更正の請求については、事由を限定しつつ「減額修正申告」として、納税者からの増額修正申告とパラレルになるようにして、期間も揃えてはどうか。課税庁の事務負担軽減にもつながるのではないか。
 - ・ 減額修正申告という仕組みにしていると、提出に歯止めがきかなくなり、却って事務量が増加するのではないか。歯止めをかけようとすると、悪質なものに対して重加算税よりも重い制裁を課すということも必要となってしまうのではないか。
 - ・ 更正の請求期間については、現行の増額更正期間と合わせて 3 年とすれば殆どの問題は解決すると思われるが、嘆願問題の解決のためには、5 年に統一せざるを得ないのではないか。制度の複雑さと社会的コスト等を勘案して決すべきではないか。
 - ・ 更正の請求期間を 3 年に延長すると、嘆願問題も解決せず、減額更正の義務付け訴訟という議論も残ってしまう。制度の簡素さ、理論的整合性からは、納税者からの更正の請求期間を、課税庁の増額更正期間とセットで 5 年とすべきではないか。

- ・ 更正の請求が認められる範囲については、現行制度はやや厳格だと思われる。ただ、租特の適用について、例えば、後日の税務調査で税額が増加した場合に、特別償却から税額控除に変更するといったことは問題があろう。租特透明化法が成立し、租特の適用には適用明細書の添付も必要とされたところであり、恩恵を受ける際には納税者からのリアクションが必要だと思われる。ただ、住宅ローン控除などを含め、救済してもよい場合もあると考えられ、場合を分けて検討すべきではないか。
- ・ 措置法の適用漏れについては、何年も経って適用を忘れていたといった場合にも認めるのは困難ではないか。
- ・ また、租税回避的行為や粉飾といったモラルハザードが生じる可能性もあり、こうした点についての個別の対応を検討する必要があるのではないか。
- ・ 資料の「更正の請求期間を延長する場合、更正処分に対する不服申立期間（現行 2 月）を経過した後においても更正の請求が行えることとなり、事実上、不服申立期間が延長されることと同じこととなる」との記載はどのような意味か。増額更正処分がされた場合には、更正後税額については不服申立期間を経過すると争えなくなり、申告税額について更正の請求ができるのではないか。
- ・ 現行法では、更正後の税額について更正の請求が行えることとされていることから、更正処分について不服申立期間を経過し争えなくなったのに、更正の請求という形で更正処分についても争えんとすることについては、何らかの措置を講じる必要がある。
- ・ また、更正の請求期間を延長した場合、更正処分後に不服申立を行って確定した部分を含めて、再度更正の請求を行うといったケースも出てくるのではないか。争訟手続に入った場合とそうでない場合の取扱いを検討しておく必要があるのではないか。
- ・ 課税庁の理由付記の範囲を今後拡大するならば、納税者側にも更正の請求に当たって、理由や根拠資料をきちんと示すといったことを求める必要があるのではないか。

○会議終了前に、前回委員から指摘のあった、米・独・韓における税務手続と、米国における近年の主な税務手続の改正について、財務省主税局から補足資料説明があった。

○次回は、5 月 13 日（木）10 時 30 分より、「国税不服審判所の改革」について議論を行うこととされた。

以上